

報告第 19 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
1	平成30年7月13日	神奈川県横浜市 在住者	平成9年11月14日に貸付けした生業資金貸付金1,500,000円(貸付利子34,290円を加えた償還総額が1,534,290円)の償還について、計画どおり償還がされず1,488,290円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方に送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があり、償還方法について区担当者が交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額1,488,290円を分割により毎月8,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が16,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。
2	平成30年7月20日	東京都清瀬市在 住者	平成8年11月15日に貸付けした生業資金貸付金1,500,000円(貸付利子72,405円を加えた償還総額が1,572,405円)の償還について、計画どおり償還がされず1,244,985円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方に送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があり、償還方法について区担当者が交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額1,244,985円を分割により毎月5,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が10,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。
3	平成30年8月6日	神奈川県大和市 在住者	平成9年5月23日に貸付けした生業資金貸付金1,500,000円(貸付利子34,290円を加えた償還総額が1,534,290円)の償還について、計画どおり償還がされず1,457,550円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方に送付した内容証明郵便に対し「返済意思あり」と回答があり、償還方法について顧問弁護士が交渉した結果、分割納付の申出がされ、和解契約書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額1,457,550円を分割により毎月24,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が48,000円に達したときは、残額及び遅延損害金(期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで)を一括で支払う。

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
4	平成30年8月6日	千葉県松戸市在住者	平成15年2月14日に貸付けした応急小口資金貸付金150,000円の償還について、計画どおり償還がされず150,000円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方に送付した内容証明郵便に対し「返済意思あり」と回答があり、償還方法について顧問弁護士が交渉した結果、分割納付の申出がされ、和解契約書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額150,000円を分割により毎月10,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が20,000円に達したときは、残額及び遅延損害金(期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで)を一括で支払う。
5	平成30年8月6日	東京都多摩市在住者	平成5年5月20日に貸付けした応急小口資金貸付金300,000円の償還について、計画どおり償還がされず172,000円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方及び連帯保証人に送付した内容証明郵便に対し、双方から「返済意思あり」と回答があり、償還方法について顧問弁護士が双方と交渉した結果、相手方と和解契約書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額172,000円を分割により毎月15,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が30,000円に達したときは、残額及び遅延損害金(期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで)を一括で支払う。
6	平成30年8月9日	神奈川県小田原市在住者	平成21年11月12日に貸付けした応急小口資金貸付金300,000円の償還について、計画どおり償還がされず130,000円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方に送付した内容証明郵便に対し「返済意思あり」と回答があり、償還方法について顧問弁護士が交渉した結果、分割納付の申出がされ、和解契約書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額130,000円を分割により毎月10,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が20,000円に達したときは、残額及び遅延損害金(期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで)を一括で支払う。

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
7	平成30年8月10日	茨城県日立市在住者	平成7年8月30日に貸付けした応急小口資金貸付金300,000円の償還について、計画どおり償還がされず270,000円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方に送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があり、償還方法について区担当者が交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額270,000円を分割により毎月10,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が20,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。
8	平成30年7月20日	足立区大谷田在住者	生活保護費における障害者加算について、平成28年10月の14,590円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年8月末日限り、相手方に持参又は郵送して損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
9	平成30年8月10日	茨城県水戸市在住者	生活保護費における障害者加算について、平成26年1月～平成26年3月の43,950円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年9月末日限り、相手方に持参又は郵送して損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
10	平成30年8月10日	栃木県宇都宮市在住者	生活保護費における障害者加算について、平成28年7月の14,600円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年9月末日限り、相手方に持参又は郵送して損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。